

愛知県港湾管理条例（昭和 29 年愛知県条例第 44 号）第 11 条の 2 第 4 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から適用される海陽ヨットハーバー内の港湾施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和 3 年 3 月 2 3 日

愛知県知事 大 村 秀 章

海陽ヨットハーバー内の港湾施設の利用料金の額

港湾施設	区 分			単 位	利用料金の額 (円)	
野積場	ヨットを保管する利用場	デインギー型ヨット	一般の利場 一用合	学生及び生徒	1隻1日につき	480
				学生及び生徒（オプティミスト級）	1隻1日につき	340
				その他の者	1隻1日につき	970
		専用利場 専用合	学生及び生徒	1隻1月につき	4,900	
			学生及び生徒（オプティミスト級）	1隻1月につき	3,500	
			その他の者	1隻1月につき	9,700	
	その他のヨット	一般の利場 一用合	艇長 5 m 未満のもの	1隻1日につき	1,290	
			艇長 5 m 以上 6 m 未満のもの	1隻1日につき	1,830	
			艇長 6 m 以上 7 m 未満のもの	1隻1日につき	2,360	
			艇長 7 m 以上 8 m 未満のもの	1隻1日につき	2,910	
			艇長 8 m 以上 9 m 未満のもの	1隻1日につき	3,440	
			艇長 9 m 以上のもの	1隻1日につき	3,990	
		専用利場 専用合	艇長 5 m 未満のもの	1隻1月につき	13,100	
			艇長 5 m 以上 6 m 未満のもの	1隻1月につき	18,600	
			艇長 6 m 以上 7 m 未満のもの	1隻1月につき	24,100	
			艇長 7 m 以上 8 m 未満のもの	1隻1月につき	29,600	
艇長 8 m 以上 9 m 未満のもの	1隻1月につき	35,100				
艇長 9 m 以上のもの	1隻1月につき	40,600				
船台を保管するため利用する場合				1台1月につき	2,500	

港湾施設	区 分			単 位	利用料金の額 (円)	
係留施設	ヨット保管場 をすめ野積の利許受者の利 用可けた外が利用す 場合	ディンギー型 ヨット	一般利 用の場 合	学生及び生徒	1隻1日 につき	480
				その他の者	1隻1日 につき	970
		その他 のヨ ット	一般利 場の 場 合	艇長5m未満のもの	1隻1日 につき	1,290
				艇長5m以上6m未満のもの	1隻1日 につき	1,830
				艇長6m以上7m未満のもの	1隻1日 につき	2,360
				艇長7m以上8m未満のもの	1隻1日 につき	2,910
				艇長8m以上9m未満のもの	1隻1日 につき	3,440
艇長9m以上のもの	1隻1日 につき	3,990				
船舶保管 施設				1隻1月 につき	20,300	
港湾厚生 施設	ヨット ハウス	会議室	大会議室A	2時間 につき	1,940	
			大会議室B	2時間 につき	1,690	
			大会議室C	2時間 につき	1,550	
			大会議室D	2時間 につき	1,510	
			大会議室E	2時間 につき	1,430	
			大会議室F	2時間 につき	1,320	
			大会議室G	2時間 につき	880	
			大会議室H	2時間 につき	630	
		船具用ロッカー	1個1月 につき	4,800		
		附属ヨ ット	学生及び生徒	1隻1日 につき	4,190	
			学生及び生徒（1人乗り用のみ）	1隻1日 につき	3,560	
			その他の者	1隻1日 につき	5,350	
その他の者（1人乗り用のみ）	1隻1日 につき		4,500			
荷役機械	固定式起重機	1回につき		1,610		
		1隻1年につき		32,200		
	移動式荷役機械	1回につき		640		
		1隻1年につき		12,800		

港湾施設	区 分	単 位	利用料金の額 (円)
給水施設		給水量 0.5立 方メートル につき	150